

# 高齢者をめぐる家族内殺人のアフターケアと社会復帰に関する 福祉・介護事業者に対する実態調査研究

研究代表者

追手門学院大学社会学部 古川 隆司

## まえがき

本研究は、近年増加する家族内殺人のあと加害をなした家族に対し、その社会復帰の現状を明らかにし、課題を提起する。これらの事件を私たちが知るのはマスメディアの報道、社会的関心このため、当該事件の起こった地域の福祉・介護関係者へのヒアリング調査、および相談の中核をなす地域包括支援センター・地域生活定着支援センターへの質問紙調査から、刑事処分後の支援についての実態把握と課題分析をおこない、加害をなした家族の社会復帰支援のあり方を提言する。

## 本研究の目的

### (1) 研究の背景

少子高齢化に伴い、高齢者と家族にとって、要介護状態や生活の維持をめぐる生活課題は重要度が増している。このなか、介護の必要な状態を原因に、健康不安や将来への悲嘆を動機とする刑事事件（以下、介護殺人等事件）は増加傾向にあることが犯罪白書（各年次版）からも明らかである。また、人口変動だけでなく家族の形も変わってきている。家族構成員は減少し、世帯構造における単身世帯・夫婦のみ・老親の親と未婚の子の占める割合は増加しており、厚生労働省による介護サービス提供に関する統計調査でも、主たる家族介護者はこの傾向を反映している。したがって、高齢者をめぐる社会関係が脆弱なために、孤立死や介護殺人等事件が増えることが推測される。

一方、これら介護殺人等事件に対し、これまで多くの事件の刑事裁判は執行猶予付有罪であり、刑事処分後の社会内処遇が大きなウェイトを占める。事件の性格上、加害側の元介護家族

が地域社会で生活再建をする人間関係の基盤を失ったり損なったりしている。従来修復的司法が犯罪学や刑事政策等の研究で検討されてきたが、日本では実務上の具体的検討や議論が十分であったわけではない。また薬物事案等と異なり、実務上試み始められている治療的司法もそぐわない。いずれにせよ当事者の社会復帰を刑事政策の範囲のみで考えるのではなく、司法と連携する社会福祉の制度・実践活動を念頭に考えるべきである。むしろ、介護殺人等事件が生じた家族への支援は、福祉・介護サービス・相談支援等の従事者（以下、支援者）の関与が不可欠である。

## （２）本研究の目的

そこで本研究の目的は、第一に介護殺人等事件に対する支援者の認識や態度に関する実態を把握することである。第二に、これを踏まえ取り組まれる福祉領域と刑事司法の重なる実践として、家族関係や家庭環境などの調整、および刑事司法との連携に対する意向に対する分析をおこない、支援者との協力関係形成に関わる可能性を考察する。

## 本研究の対象と方法

### （１）調査対象の事件について

本研究で調査対象とする介護殺人等事件は、家族もしくは同居人との間で生じた事件とする。なお事件を認知する機会が新聞やテレビ局などマスメディアが報道した範囲に限られるため、この範囲のうちからデータベース等を用いて 50 件を資料収集し、これを調査対象とした（註 1 ）。なお、介護殺人等事件は、被害・加害の続柄と介護等を提供する側と受ける側から類型化することができ、このうちごく少数だが介護を受ける側が加害となる事件があった。このほとんどは加害側に精神障害等があり、医療観察法の対象となった事案等別の意味で支援を要する対象だが、研究目的に照らし今回の調査対象には含めない事とした（古川 2020）。

### （２）方法

本研究で調査および分析方法としては、①過去 15 年間、新聞報道のあった介護殺人等事件の資料収集および分析・選定、②選定した事件 50 件に対するヒアリングと関係者へのインタビュー調査、および③支援者の認識や態度の把握のための市町村の介護・福祉事業所に対する質問紙調査、④以上を踏まえた結果の分析と考察である。また補足的に、⑤市内での孤立死事件をきっかけに自治体全域を対象とした孤立防止の取り組みを始めた市町村の事業について参与観察を実施した。

#### ①介護殺人等事件の資料収集および分析・選定

高齢者をめぐる家族内殺人の事件について、新聞等マスメディアが報道したものをデータベース等から収集した。このうち事件の生じた家族の続柄や原因が明らかなものから 50 件を選定した。これらをレビューした上で事件類型のチェックとともにヒアリングを実施、得られた関連情報にもとづいて支援者へのインタビュー調査の候補先を選定、依頼することとした。なお資料収集にあたり、これまで研究で情報交換を行ってきた複数の新聞社社会部の記者複数名に専門的助言と協力を得た。

## ②選定した事件に対するヒアリングと関係者へのインタビュー調査

事件の発生した市町村の関係機関へのヒアリングをふまえて、インタビュー調査を依頼した。このうち了解が得られた 6 件について、対面および電話によるインタビューを実施した。なお、2020 年 4 月以降新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発せられた影響で、了解を得たものの 2 件が実施できなかった。また質問紙調査に、匿名によるインタビュー調査の可否を尋ねたところ、8 件で可の回答があり、うち 1 件に対して電話によるインタビュー調査が実施できた。

この他、関連して選定した事件の刑事裁判を担当する弁護士へのヒアリングも試みた。弁護士会等へ照会し事件を受任した弁護士がわかり、電話による依頼で協力の了解を得られた 1 名へのヒアリングを実施、情報交換をおこなった。

## ③介護・福祉事業所に対する質問紙調査

質問紙調査は、事件のレビューを踏まえて介護殺人等事件の発生した市町村を絞り込み、当該自治体にある訪問系介護サービス事業所・居宅介護支援事業所および地域包括支援センターを選定し、郵送法で実施した。

当初、事件等の経験を問う内容を企画し、プレテストについて専門的助言を協力先の相談機関から受けつつ内容修正を 3 回繰り返した。その結果、協力依頼先に回答を得やすい形式に修正し、2021 年 7～8 月、450 件に郵送法で実施し 158 件の回答を得た（回収率 35%）。

## ④調査結果を踏まえた分析と考察

対面および電話によるインタビュー調査については、半構造的インタビューから得られた回答についてテキストデータ化し、キーワードを抽出する形で構造化を試みた。また質問紙調査は、回答のスクリーニングを踏まえ数値化データを表計算・統計ソフトで集計・分析した。以上をもとに、研究主題である介護殺人等事件および事件の起こった家族への支援に対する認識や意向をモデル化して考察することとした。

## ⑤参与観察

市内で孤立死した世帯が無戸籍であったと判明した事件をきっかけに、全域で安否確認と関

連する事業を始めたA市の事業実施先に対して、研究趣旨を説明・同意のうえ実施先のワーキングチームの一員として加わり、その事業の参与観察をおこなうこととした。この事業はA市の社会福祉協議会が受託して市内の孤立死ゼロを目指し、各町内会と協力し、市町村の保健医療・福祉の利用がない世帯への全戸訪問とネットワーク形成を進めるものである。なお研究助成期間が終了後も参与観察を継続していく予定である。

### (3) 研究の倫理的手続・成果公表・その他

#### ①調査にかかる倫理的手続

本研究の実施にあたっては、所属先の研究倫理審査委員会にて審査を受け、承認を得た（追手門学院大学研究倫理委員会：受付番号 2020-01）。調査依頼については、書面による研究内容の説明と依頼をおこない、公表内容と結果の報告・フィードバックとアフターフォローに関する支援などを確認し、協力者の同意を得た範囲でおこなった。なお特に対面によるインタビュー調査では、新型コロナウイルス感染予防のため、インタビューを実施する会場の換気・インタビュー調査の実施時間を短時間とすること・出席者の検温と手指の消毒・フェイスガードの準備など採りうる感染予防策を講じた上で実施した。

#### ②成果の公表

本研究に関わる研究成果の公表として、当初所属先の学会での研究報告を複数回および学術論文として取りまとめる計画であった。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大にともなう学会大会の開催形式の変更と調査の進捗状況から、2020年度の学会大会では報告を見送り、2021年度は10月に開催される日本犯罪社会学会第48回大会での自由研究報告として報告をおこなうこととした（古川 2021 見込み）。また学術論文としては2020年度に専門誌への投稿論文1本を公表（古川 2021「介護殺人等事件に対する福祉・介護従事者の役割とは」年報10号、）、その他2本は査読中である。また研究全体の取りまとめを踏まえて、研究論文として投稿する準備を進めている。

なおインタビュー調査と質問紙調査の分析結果については、集計と考察をおこなった上、調査協力先に報告を郵送する予定である。

## 結 果

### (1) 情報収集とヒアリング調査を踏まえた事件類型の検討

これまでの研究をもとに、続柄と事件の加害・被害の関係にもとづいて整理した事件の類型（図1）を、今回介護殺人等事件の情報収集をおこなっていく中で、これらの類型を適用して確認をおこなった。今回収集した事件を件数から見ると、最も多いのが①、ついで②、③と続

く。最も少ない類型は④であった。

またレビュー研究やヒアリング・依頼を通して、状態別にア)事件に至らないが生活困窮やそのおそれがある状態、イ)高齢者虐待のうち「重篤なケース」として関係先が対応する状態、ウ)その他、を新たに含めることとした。このうち、類型④のケースは研究目的に照らし本研究の調査対象としては扱わないこととした。この類型は該当する事案の件数が少なかったが、被害者となった親が高齢者の場合もあった。また、精神疾患等のない場合であればこの家族構成はいわゆる「8050問題」の対象にあたる。事件全体を通して、社会関係の乏しさや関係からの孤立は大きな問題であり、別の機会に改めて調査研究する必要性がある。

図1 介護殺人等事件の類型

① 被害者：高齢者 加害者：配偶者	② 被害者：高齢者 加害者：子・子の配偶者
③ 被害者：高齢者 加害者：きょうだい・孫・甥・姪	④ 被害者：障害者・精神疾患患者 加害者：親・子・きょうだい

古川 2021 を修正

## (2) 事件に関するヒアリング調査

介護殺人等事件が起こった直後は、いずれの自治体や地域の福祉・介護関係事業所も対応に追われている。このため、収集した事件のうち事件発生から少なくとも半年以上経過しているものに絞った。次に、介護殺人等事件が起こった市町村の担当部局および地域包括支援センターへ電話連絡をおこない、調査研究目的を説明の上事件への対応や関係者へのインタビュー調査の依頼をおこなった。なお地方自治体によっては、趣旨説明を含め調査依頼のための文書を郵送で送付し、後日対応について回答を得ることとした。

その後調査対象については、2020年4月以降新型コロナウイルス（COVID19）の感染蔓延防止を目的に緊急事態宣言が発せられ、行動規制や移動自粛の行政措置がとられたことをふまえた調査実施の見直しが必要となった。インタビュー調査を受け入れてもらえた場合大学所在地から日帰りの可能な移動範囲での事件に絞ることとし、最終的には50件に絞り込んだ。これらに対し、電話や電子メールによるヒアリングを試み、連絡が取れてヒアリングに協力の得られることとなった事件が6件となった。これらに、市町村担当から電話によるヒアリングをおこなった上で、実際にインタビュー調査の依頼を承諾いただいた事件が2件となった。その後、新型コロナウイルスの感染確認数減少でいったん緊急事態宣言が解除されたが再び宣言発令となり、1件は関係先の感染予防対策のためインタビュー調査の実施を辞退されたため、インタビュー調査の実施につながった事件は1件となり、調査協力先との交渉から対面での実施

が可能となった。

なお、その後質問紙調査の際、「匿名でのインタビュー調査への協力の可否」を尋ねたところ、複数の調査協力先から了解の返事があり、依頼の結果、電話による支援者へのインタビュー調査が1件実施できることとなった。最終的には、これら2件についてインタビュー調査を実施することとなった。

また関連して、事件を担当した弁護士1名へのヒアリングをおこない、事件に対する福祉・介護関係機関や相談機関の関与について尋ね、閲覧可能な資料の提供を受けた。担当した事件は、介護をしていた妻が夫とその親を殺害したもので、発生当時他の事件より大きく報じられ、社会的関心の高さがうかがえるものであった。第一審判決では執行猶予のない実刑判決被告となった（現在第二審で係争中）。裁判において、証言などで当該家族にサービス提供していた介護事業者や地元自治体の福祉相談機関から協力をしていたかを尋ねたところ、検察・弁護いずれの側でも協力はなかったとのことであった。また当該弁護士にも協力する意向があったか尋ねたが、その予定はなかったとの回答であった。

### （3）インタビュー調査

①インタビュー調査は、実施時点で発生から1年経過している、同居の息子が要介護状態にある両親のうち父親を殺害した事件の関係を対象におこなった（被害者の配偶者・加害者の母親は生存）。これについて、市町村および事件の発生した地区を担当する地域包括支援センター・事件の起こった家庭へ介護サービスを提供していた事業所の協力を得て、対面によるインタビュー調査を実施した。協力者は、地域包括支援センターの相談員A社会福祉士、介護サービスを提供する事業所の担当だったBと事業所の管理者Cである。

事件を知る端緒は、テレビ局による報道で、市町村から地域包括支援センターへ連絡があり、AからBとCへ知らされ、当該利用者（被害者）の緊急連絡先（被害者の別居の娘）に電話連絡を試みたがつながらなかったとのこと。

加害側となった息子の存在は、利用者（被害者）やその妻は訪問サービスで訪問時も話題にせず、知らなかったとのことであった。事件後家族から連絡があり、別居の娘と妻に会うことができた。その後娘宅に転居し、利用中止となった。なお事件については、警察や弁護・検察等から連絡はなかった。これらの経緯は関係者で共有されてきた。

なおこの介護事業所は、事業所の方針としてターミナルケアも担ってきており、できる限り事件後も関わり支援をおこなっていきたいとの意向がCから説明された。また事件に関して、警察や刑事司法手続についてはほとんど知識がなく、家族からの連絡を待つ状態のままだったという。そのため、必要な知識や対応については、専門的な助言が受けられるような機会が必要であるとの意見がAやCから聞かれた。

②質問紙調査による意向確認は、質問項目の最後に、匿名でのインタビュー調査への協力を尋

ねるものであった。これに対して協力を可と回答した協力者のうち、連絡が取れた協力者について電話連絡のうえ調査依頼をおこなって、承諾を得た上で実施した。協力者は地域包括支援センターのD社会福祉士、経験年数は15年以上である。なお、本インタビューでは、特定の事件への対応ではなく、事件を経験した回答者であり、前回とは内容が異なり、半構造的インタビューで、介護殺人等事件に対する認識や態度について尋ねた。

D氏からは、従来の支援や職能団体を通して築いてきたネットワークを通して、事件となるケースを含め対応困難な場合も適切な助言を得ることができてきたとのことであった。また、対応が困難なケースであっても、可能な限り支援をおこなうという意向が聞かれた。なおD氏は複数の事件化したケースに関わっており、中には警察の事情聴取や刑事裁判における弁護側の意見聴取も協力したことがあるとのことであった。

#### (4) 質問紙調査

質問紙調査は、当初インタビュー調査の結果を補完するという位置づけで設定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大にともなって訪問等での調査方法が制約されることとなり、計画より対象数を増やして実施することとした。また、ヒアリングを踏まえて、当初対象として予定していた地域生活定着支援センターは、ほとんどの事件等で協力要請や専門的助言を受けていないことがわかった。その他、実施までのプレテストを複数回おこない、専門的助言を受けて内容修正を繰り返した。まず、直接的な介護殺人等事件への対応を尋ねる内容では地域包括支援センターや同センター事業の委託をおこなっている市町村の了解を得られないことを確認した。次に、刑事司法手続きに関する協力を尋ねる内容は、専門外の内容と受け取られてしまうとの指摘を受けた。むしろ福祉・介護事業所や相談支援では、これら事件に至った家庭や家族への対応に苦慮することが多く、これら事件への認識や対応の実態と「望ましい」と考える対応のそれぞれを確かめるような内容に修正し、本調査をおこなった。調査紙は、何らかの事件を経験した都道府県と市町村に所在する地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護や訪問看護など事業所450件に発送し、158件から返信があった。

2021年7～8月に調査紙を郵送し、回答の上返信してもらった。回答者の属性を性別にみると、女性が60%、男性が37%、NA3%であった。年齢階層別では、多い順に、50～54歳が20%・40～44歳が18%・45～49歳が15%であった(表1)。平均年齢は47.4歳であった。

表1 回答者年齢階層別

	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	NA
割合%	0	3	11	7	18	15	20	10	9	3	0	1	3

回答者の取得資格(重複あり)は、社会福祉士41件、介護支援専門員(ケアマネジャー)が37件(うち主任介護支援専門員は14件)、介護福祉士が20件、精神保健福祉士8件、看護

師 7 件などである。また経験年数は、15 年以上が 28%、9~12 年が 19%、12~15 年が 13%、3~5 年未満および 6~8 年が各々 12%であった（表 2）。経験年数の平均は 22.2 歳であった。

なお介護支援専門員は社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・看護師等実務経験 5 年以上が取得条件のため、相対的に経験年数が長くなっていることがうかがえる。なお地域包括支援センターとは、市町村の担当地域（圏域）に設置される相談機関で、介護予防サービスを利用する者への支援・圏域にある居宅介護支援事業所や地域密着型サービスを提供する介護サービス事業所の支援・高齢者虐待や消費者被害などに関する対応と通報窓口・圏域の関連する地域サービスのネットワーク形成等をその事業として、市町村からの委託を受けて開設されている。またその設置基準において、社会福祉士・看護師又は保健師・主任介護支援専門員を必ず置くこととされているため、これらの資格を有する回答者が増えたと考えられる。

表 2 回答者経験年数別

	3 年未満	3~5 年	6~8 年	9~12 年	13~15 年	15 年以上	NA
割合%	7	12	12	19	13	28	5

また実際に介護殺人等事件を経験したか尋ねたところ、「あり」が 35%、「なし」が 62%、NA が 3%であった。このうち、「あり」の回答を事業所別に整理すると、内訳は、地域包括支援センターが 26、訪問系介護事業所が 4、NA が 2 であった。これは、当初想定していたよりも事件を経験する割合が高かった。また、地域包括支援センターにおいて事件を取り扱う割合が高くなっていることは、地域包括支援センターの事業として対応困難なケースに事件がすすめる割合が高まっていること、および他の介護サービス事業所が直面した事件に対して対応するケースが増えていることがわかる。しかし、後者が増えていることは、直接地域包括支援センターが受理するケースが増えたかどうか判断できない。なお、インタビュー調査①で聞き取れた事件については、サービスを提供する事業所と地域包括支援センターが自治体の担当部署と連絡を取り合って対応していたため、この区別は必ずしも厳密に考える必要性は高くないかもしれない。

さて、質問紙の内容は、おおまかに、①高齢者と家族支援についての規範的対応と現実的対応に関する認識、②家庭での事件や事故の発生に対する規範的対応と現実的対応に対する認識、③事件を体験した場合に対する規範的対応と現実的対応を確かめる質問項目を組み合わせで指標とする内容とした。回答は「全く思わない」を 0 とし、順に「強くそう思う」を 4 とし、①・②は 0~4 の 5 件法、③は「わからない」を加え 0 とし、1~5 の 6 件法で回答を求めた。また質問は一部を逆転項目で設定し、内容が偏らないように中立的表現をとった（添付資料）。いずれについても、規範的対応と現実的対応の点数の差に注目し、これらに大きな差が生じている内容では、対応における葛藤などがあると解釈することとした。



これら質問群①～③について、各項目の回答を平均し、集約した結果が表3である。①高齢者と家族支援について、規範的対応と現実的対応についての点数は大きな差がなかった。次に家庭での事件や事故の発生する可能性に対しては、規範的対応が現実的対応よりやや上回ったものの大きな差がなかった。③事件を体験したり対応に直面したりした場合には、規範的対応が現実的対応を大きく上回り、両者の差が顕著にみられた(表3)。このうち実際に事件を経験したことが「あり」と回答した群との関連性を確認すると、必ずしも一方に偏っていなかった。同様に、回答者の経験年数や回答者の取得資格との関連を確かめたところ、経験年数が相対的に高い中央値が中心であった。

表3

	①高齢者と家族支援について	②家庭での事件や事故の発生に対して	③事件を体験した場合に対して
規範的対応	2.6467	2.76	4.1275
現実的対応	2.6097	2.106	2.487

この結果から解釈されるのは、質問群のうち③事件を体験した場合に対する規範的対応と現実的対応の差とは、事件の起こった家庭の利用者(高齢者)へのサービス提供や相談支援を何らかの形で果たすべきであると考えて、規範的対応の結果に反映している一方、現実的な対応としては経験によって差が生まれるということの意味すると考えられることである。

また、事件となった場合に警察や刑事司法の関係機関・関係者と協力することに対しても、事件の経験の有無が反映していると推測される一方、支援の継続など規範的対応とのギャップが対応に対する葛藤なのか、刑事政策に関する知識不足が大きいのか、あるいは刑事事件に対する認識に何らかのバイアスがあるのかは、明確ではなかった。

## 考 察

以下考察を進める上で、まず今回の調査研究を通して得られた知見と結果から見た検討を行う。ついで、福祉社会学において社会変動としての<福祉化>としての検討を行う。これらをもとに結論を述べる。

### 1. 調査研究を通して得られた結果から見て

#### (1) 研究対象に対する認識とインパクト

研究計画を立案した当初想定していた状況認識は、本研究の研究対象とした介護殺人等事件は増加しているものの、福祉・介護事業者や相談支援に従事する者(支援者)が対応する件数

はまだ少なく、おもに刑事司法の対応する課題であるととらえていた。しかし、マスメディアの報道する件数の増加からすると、刑事司法のみの課題にとどまらず、支援者の課題となりつつあるのではないかとの問題意識にもとづいて本研究に取り組む機会が与えられた。今回の調査研究を通して明らかになったのは、既に刑事司法ではなく、調査した結果の限りではあるが、支援者の3人に1人が何らかの形で介護殺人等事件に直面し、対応するという経験があるという状況であった。これは、刑事司法の実務のみならず犯罪関連学問領域および司法福祉分野における研究の認識を新たにすべき状況であるといえる。

同時に社会福祉の分野からすると、以下の課題が提示できる状況にあると考えられる。すなわち、第一に介護殺人等事件に至るような高齢者福祉・介護の状況の深刻な課題があること、第二に社会福祉が刑事政策との連携を求める必要が生じていることを示唆する。とくに第二の点は、従来刑事政策における高齢化や障害者など処遇の難しい対象について司法と福祉の連携が進んできたが、提案や問題提起の主体は刑事政策の側であった。これが、社会福祉の側での問題意識が高まる方向性が生じてきたという意味で、従来とは異なる事態に至っているという状況の変化である。第三にサービス提供の充実を通じた対策が中心とされてきた日本の高齢者ケアの限界を示唆するという認識である。これは今後、再犯防止を中心とした国の総合的対策との関連も考え合わせるだけでなく、社会的対応が迫られる政策課題となっていくことが想定される。

## (2) 介護殺人等事件への社会的対応について

調査研究をとおして得られた新たな知見は、①研究対象である介護殺人等だけでなく事案の認識範囲が刑事司法と福祉等で重なりつつ拡大していること、②実際に事件が刑事司法手続の対象となっていく過程での福祉・介護関係者の何らかの関与が要請される事態が現実のものになっていることがあげられる。

このうち、①介護を契機とするもの以外にも、家族内殺人や心中事件・孤立死もしくはこれに類する事案は、共通して社会的な孤立を背景に有している。福祉・介護関係者の従来からの関心は、高齢者を介護・世話する家族の直面するリスクとしての社会的孤立とその広がりであった。これを介護殺人等事件にひきつけてみると、単純に孤立しているのではなく、何らかの福祉・介護サービスを利用し、これら関係者との関わりがあっても「追い詰められる状態に陥ること」があることを示唆する。インタビュー①では、介護サービスの利用者の子（同居の息子）との親子関係や、子の側の生活課題が背景にあり、単純に孤立や介護負担など家族介護者の負担が原因で事件が生じているわけではない。むしろ介護サービスという形で家族以外の支援者が事件の起こった家族と関わりを持っていたとしても、それは介護を要する状態に限られた関与であって、介護を担わない家族の事情など私事化された家族の生活領域には発展的に支援を広げられないという現状がある。そもそも介護サービスの利用は契約に基づくものであるため、利用者や家族だけでなく事業者もその範囲を超えるような関わりを持たないし、事業者

は過剰なサービスへの要求は受けられないという形で対応している。2000年度に始まった介護保険制度は、社会保険による介護サービスの提供という枠組みのため、もしかすると制度施行後20年を経て、「気になるが関与しない」という福祉・介護事業者や関係者の意識・態度を築いてきたかもしれない。

しかし、調査研究事業から見える状況変化の②は、その福祉・介護事業者や関係者が対応する範囲にも介護殺人等事件のように直接対応が迫られ、かつ刑事司法との連携を求めざるを得ないような事態がきていること、そしてそのインパクトの大きさである。先に述べたような刑事司法側の必要性から始まった「司法と福祉の連携」は、福祉・介護事業者や関係者に余力があって成り立ってきた。だが事態の変化が福祉・介護事業者や関係者にとって切迫する状況を原因とする場合、刑事司法側に要請される協力の量と質は、決して小さくないと考えられる。

もう一つ考えられるのは、介護殺人等事件はじめ刑事事件化した場合の忌避感である。この忌避感は、刑事事件そのものに対して関与を避ける意識として機能していると考えられる。あるいは、刑事事件化したことで生じる加害者の犯罪行為への差別意識も関わっているかもしれない。このような認識は、介護サービスの利用をめぐる地域社会からの評価・文化的背景との相互作用も考えられよう。これが、家族内殺人のように刑事事件化することで、更なる忌避感・違和感を福祉・介護事業者や関係者に及ぼすとしたら、①の傾向をさらに強めて刑事司法の対象であるから関わる「べき」ものではない、という認識のバイアスが強まる。だが②で述べるように、看過しがたい問題として福祉・介護事業者や関係者に突きつけられるとき、福祉的対応を否応なく進めざるを得ず、連携先として刑事司法の関係機関への要請を強める圧力となりうるのではないかと考えられる。

### (3) 介護殺人等事件への対応をめぐって

以上のような今後への影響はまずおき、現時点での介護殺人等事件への対応における福祉・介護事業者や関係者の協力について、調査結果を踏まえた分析を試みる。

第一はインタビュー調査を通して、福祉・介護支援者が支援する家族において事件が発生した場合、事件をだれが・どのように認知して対処するか、事件後の刑事司法手続との関係の有無と協力の意向などのモデルが得られたことである。これが仮に担当ケースをめぐる危機対応として想定された範囲だとしても、刑事司法手続で事件が扱われる段階でも何らかの協力をおこないたいという規範的態度が質問紙調査でも確かめられたことと、現実的には刑事司法の関係機関での対応で完結しているという状態の乖離は、検察や弁護側の認識枠組によるものと考えて良い。これは実際に事件を担当している弁護士へのヒアリングからも確かめられた。

ところで、介護殺人等事件の場合、加害側にも何らかの支援が必要な場合が多い。例えばメディア報道から確かめた介護殺人等事件では、加害側（被告）が高齢者であったり家族関係の中で追い詰められたりしている等が見出せる。またこれら事件が執行猶予付有罪の判決を裁判員裁判で受けることは、加害側の更生（社会福祉側から言えば社会復帰）が期待されるのであ

て、これを実際に進め、支援する上でも福祉・介護事業者や関係者の理解と協力が欠かせない。インタビュー調査や質問紙調査からも確かめられたように、事件の生じた家族を支援したいという積極的な意向とは、加害者となった家族への審判や社会復帰における大きな要素となりうる。したがって、刑事司法手続の担い手との認識のギャップは、加害者となった家族の社会内処遇をはじめ、望ましい社会的対応を考える手がかりを提供する結果といえるだろう。

これを傍証することになると思われるが、福祉・介護事業者や関係者の事件に対する認識は、本研究の調査依頼やヒアリングでの反応および質問紙調査の結果から微妙に幅がある。例えば事件に対する関係先へのヒアリングでは、主に組織としての見解が多かった。また介護殺人等事件を実際に経験した地域社会でも、その後の対応の検討等が自治体の関係者でもおこなわれていなかった。これは、調査依頼等でも個別事案でプライバシーに触れるためという理由から断られたことと関連付けると、一般化しがたいというのが支援側の認識のように見受けられる。一方で、質問紙調査で明らかになったように35%が事件等の経験があったと回答しており、また質問紙調査にあわせた匿名でのインタビューへの協力意向がごく少数だが示されたことは、刑事司法と交錯する現状について、対応について何らかの手がかりを得たいという意識の表れかもしれない。

#### (4) 刑事司法における修復的司法としての意義

刑事司法の側からこれらを意味づけるとき、例えば修復的司法の具体化という見方もできる。調査結果を踏まえると、事件後も何らかの形で支援継続を続ける支援者の意向が見出せるものの、現実には事件を経験する中でその認識も若干変化する可能性がありうると考えられる。だが、関係維持や刑事司法手続きへの協力等への協力する態度の表明は、刑事司法側の研究で従来理念形として検討されてきた修復的司法を具体化できる可能性を示唆するのではないだろうか。というのも、介護殺人等事件の加害者の更生なり社会復帰を実際に担うためには、刑事司法からすれば「地域社会における受け皿」や支援の担い手が必要だからである。そして、地域社会における社会関係の回復や必要な支援を積み重ねる中には、事件当事者が関係を修復するための支援も自ずと含まれていくと考えられる。したがって、福祉・介護事業者や関係者が何らかの協力を表明していることは、規範的にはあっても、修復的司法を実践する可能性が内包されていると考える。同時に、前述の通り刑事司法側の認識に含まれないこれらの意向は、現実的対応が迫られていく中で必要性が増すことが期待される。同時に、事件後の社会復帰が円滑化する制度的環境の整備を、政策や制度の実務及び研究上の検討が一層必要性を増すものと考えられる。

#### (5) 福祉・介護事業者や関係者の戸惑いと認識の転換

だが依然として、福祉・介護事業者や関係者にとって、介護殺人等事件は対応の難しく、こ

れまで関わったことのない分野との連携がなければ対応できないものであることに違いはない。インタビュー調査①でも聞かれたのは、「どこへ問い合わせればいいのか」という刑事司法手続きに対する知識不足であった。同様の結果は、質問紙調査でも見受けられた。

これを踏まえると、介護殺人等事件への対応に対しては、何らかの協力をしたい・すべきであるという規範的な意向が現実的対応との差として示されたところに注目する必要がある。刑事司法側あるいは福祉・介護側いずれからの要請によるかわからないが、何らかの対処を進める必要性が高まった時、福祉・介護側の規範的意向と現実的対応の差を埋める以外、実際の具体的な対応にはつながらないだろう。

この差を埋めるためには、福祉・介護側において、介護殺人等事件への対処が家族支援としてどう意味付けられるかではないか。何らかの政策提言が具体化されるとしても、福祉・介護側において、事件への関与を自らの支援の枠組みにおいてどう位置付け、どのような意味付けを与えられるかは、今後直面するであろう状況を見越すと、喫緊の課題であると考えられるだろう。

## 2. 社会変動としての〈福祉化〉という点からみた介護殺人等事件とその対処

### (1) 福祉化

福祉化とは、藤村正之によると、近代化に伴う社会問題への対処の方策として求められるようになった社会福祉の必要性という側面と、近代化が進んで成熟社会に至った時点における様々な人びとの生活上の問題への対処として提案される側面があり、前者を「福祉化」、後者を〈福祉化〉と藤村は区別している。また後者を「福祉化」への反省に立つ動きとして位置付けている（藤村 2006、8-12）。

前節で調査結果から検討したように、一定の社会制度の整備が果たされた状況の中で生じているさまざまな問題の一つとして介護殺人等事件を捉えるならば、近代的な法制度が一定の限界に至って生じている問題としてこれを理解することができる。それは、高齢化に対する刑事政策の見直しである。刑事施設における高齢化は 1980 年代以降処遇の困難化が進んできたが、刑事司法システムの範疇で対処がcaろうじて行えてきた。だが、2000 年代以降は、刑事事件認知件数に占める被疑者の高齢化や、処遇の長期化にともなう触法高齢者の処遇の困難化に至り、繰り返すように刑事司法主導で、司法と福祉の連携が進んできた。

しかし、介護殺人等事件の表面化は、これら既存の分業と協働で対処することの限界を示すようになっており、藤村のいう〈福祉化〉が刑事司法全体に及んでいく一つの兆候ではないかと筆者は考える。

### (2) 刑事政策の〈福祉化〉と福祉側への影響

介護殺人等事件を福祉・介護事業者や関係者が今後ますます対処する必要性に迫られるとした時、刑事政策全体が〈福祉化〉の要請を受ける恐れがあること、そして刑事司法や関係する

研究や実務への影響はすでに述べたとおりである。ではその際、福祉側に及ぶ影響はどのようなものが考えられるだろうか。

高齢化と家族機能の縮小から介護サービスの必要性が制度化されたわけであるが、この際社会福祉の実務や研究において用いられた言説とは、「施設から在宅へ」という認識の転換と、介護サービス等を用いて社会参加する可能性についてであった。これらは従来の入所施設を中心とした要援護者処遇にとどまっていたものが、地域社会における生活の延長であった。国・地方自治体も財政的背景をもとに積極的な政策転換が進んだ結果、今日の介護サービスや地域ケアの整備と民間サービスの参入による準市場が形成されるようになった。

介護殺人等事件の増加を含めて、社会的孤立に伴う孤立死などを契機とする今日の社会福祉における政策転換は、地域における重層的な支援とさまざまな立場からの協力による総合的・包括的な支援である。したがって刑事政策の<福祉化>は、高齢者に限定されるかもしれないが、施設処遇から社会内処遇への転換、および更生と社会復帰支援の一体化へ繋がっていく可能性も示唆すると考えられる。この時、刑事政策における矯正・保護の機能の一部が、社会福祉の生活支援と重なっていき、これまでとは異なった形で犯罪者の社会内処遇を社会福祉が期待され、それを担っていく可能性が考えられる。その時社会福祉は、刑事政策の領域へ実践を拡大させる形で対処しようとするか、逆に刑事政策の中へ浸透する形で対処しようとするかのいずれかであろう。いずれの場合でも、刑事司法の側が社会福祉に対して期待していたことが、このような福祉側の対処に伴う社会福祉の側の変容によって、期待に必ずしも対応しないような様態になりうることもありえる。例えば現在でも、人権尊重という理念を刑事司法と社会福祉が各々の論理・価値に基づいて解釈していることを想起されたい。本来同じように見える理念であっても、それぞれの枠組みに基づいて実務上は異なった形で具体化されている(註1)。

ここからみるように、異なる分野の社会制度がそれぞれの必要性から接近する中での変容が、果たして望ましい社会的対応かどうかは、基準をどこに置くかで異なると思われるが、現実的には、事件への円滑な社会的対応に照らして評価されることになる。

## 結 論

### (1) 総括的な結論

従来、刑事司法と社会福祉の重なる領域は主に司法側の要請を背景に拡大してきたが、ここでは福祉・介護側の協力が不可欠と考えられてきた。本研究では、これを社会福祉の相談支援や介護サービス事業を担う側から捉えた場合の、状況認識に問題意識を持って検討してきた。

本研究において明らかにしてきたのは、社会復帰が重視されるであろう介護殺人等事件について、福祉・介護事業者や関係者の意向や状況認識の実態であった。調査結果を踏まえた考察では、介護殺人等事件が今後及ぼす社会的なインパクトや、刑事司法関係先と福祉・介護側に

対する諸影響について様々な角度から検討してきた。

刑事事件に直面した場合の諸課題として、社会関係の修復を社会復帰支援の実務とどう関連付けるかは、刑事政策だけでなく福祉・介護側においても検討すべき課題であった。ここには、本研究で取り上げた類型の事件が、刑事司法にとって単なる特殊な類型の事件というだけにとどまらず、福祉・介護側にとって喫緊の対処が迫られても知識不足となり、刑事司法手続きによる対処に関わることが制約されるような事件だという認識から捉え直す必要があることがわかった。

またマクロレベルでの検討において、刑事政策全体に及ぶ諸影響や、刑事司法と福祉・介護双方に対して及ぶ様々な影響を取り上げた。今回研究対象とした事件がもたらす様々なインパクトは、少なくとも刑事司法側にとってのものとしても、福祉・介護側への働きかけが望まれるものであった。

## (2) 今後の課題

本調査研究では、福祉・介護事業者や関係者の意向・認識を確かめることによって、従来刑事司法の課題とされてきた、ある類型の事件の認識や社会的インパクトを考えることができた。無論考察は十分な裏付けを準備できたわけではなく、更なる調査を通じた実態の把握と分析が不可欠である。

同時に、調査を通して、少なからぬ協力者が本研究の主題へ関心を寄せていただけたことは、福祉・介護側における問題意識の高まりであると推測される。したがって、この調査研究の成果をフィードバックしつつ、対話型の検討を通して、福祉・介護側の意識についてさらに深く捉えることに努めたい。まずは、本研究の結果の再吟味からはじめて、さらに検討すべき点を見直す必要がある。

## おわりに

本研究が実施できたのは、今回公益財団法人日工組社会安全研究財団の研究助成を受けられたおかげである。また、その研究助成をもとに実施したインタビュー調査やヒアリング調査・質問紙調査にご協力いただいた福祉・介護側の協力者に記して謝意を表したい。2020年度から助成期間を通して、新型コロナウイルスの感染拡大と予防措置による研究活動の影響は大きかったが、それ以上に、この事態下でも財団の支援と協力者による様々な協力を敬意を表したい。

## 註 記

1) 今回の調査では確認しなかったが、刑事政策で採用されている社会福祉士などの職種が、それぞれの職域・所属先において刑事司法の影響を受けている場合も散見される。その逆もあ

りうる。

#### 当該研究に関わる論文発表および学会発表

古川 隆司（2021）「介護殺人等事件に対する福祉・介護支援者の役割とは」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報 No.10, 5～12 ページ

古川 隆司（2020）「事例研究に見る差別に対するソーシャルワークの現状と課題」日本社会福祉学会第 69 回秋季大会（オンライン，ポスター報告）

古川 隆司（2021）「介護殺人等事件から見る修復的司法の必要性」日本犯罪社会学会第 48 回大会（オンライン），口頭報告）

#### 参考文献・資料

法務省法務総合研究所「犯罪白書（各年次版）」

藤村正之編著（2006）『講座社会変動 9 福祉化と成熟社会』ミネルヴァ書房